

## 近世京都「町家」の継承と女性戸主 —京都市太子山町の事例から— (京都の歴史における近世女性像の再検討)

秋元せき (京都市歴史資料館)

### はじめに

#### (1) 研究史

##### ① 戦後の女性史

◎井上清著『日本女性史』(三一書房)が1949年1月に刊行、女性史の通史として、版を重ねる。

\*日本近世は、身分制と家父長制が社会全体を覆い、女性の地位がきわめて低下した時代として描かれる。教科書の叙述などへの影響大?

→ 長野ひろ子「女性史・ジェンダー史の成果は教科書に活かされているか—日本近世の場合—」(『学術の動向』15(5)2010年5月、日本学術協力財団) p70-72。

現在まで高校日本史Bの教科書(11種)には、近世の家において女性の地位の低かったことがほぼ例外なく記述されているが、これは「井上女性史」に依拠するところ大である。

##### ②『京都の歴史』執筆者による京都の女性史

『紅と紺と』(1966年、朝日新聞社):のち、朝日選書『紅と紺と』上・下巻(1976年)

\*序章:林屋辰三郎執筆

朝日新聞学芸部の企画として、『朝日』大阪本社版の女性欄に連載(1965年5月10日~1966年3月11日。207回)

・「あとがき」327頁:「それまでの女性史には…特殊な立場があって、必ずしも女性の真情を伝えていないこと、それに新しく女性の民俗や、芸術に果たした役割をぜひ検討してみたいことなど…」

・日本女性史という研究分野≡日本女性解放史としての展開

cf.1911『青鞜』創刊のことは:元始、女性は太陽であった。真正の人であった。今、女性は月である。

・本書の視角:「日本において女性は、過去からずっと「ラジウム」のようなものであった」(1961朝日『日本人の知恵』での討論から)…「表面みたところでは隠れてわからないが、裏面からたえず偉大な力と機能を発揮しつづけてきた。」序章 p6-7

・序章 p10-11「新しい三つの歴史研究」

その一:「地方史」(または郷土史)=ピラミッドの斜面を形成。全国の農山漁村の歴史。

その二:「部落史」=ピラミッドの土台や底になる部分。最底辺の民衆の歴史。未解放部落の歴史。

その三:「女性史」=ピラミッドの裏側全体を構成。表側だけみた男性一辺倒の歴史に対して

その存在をつよく主張している…

cf.戦前戦中の歴史で明らかにされたのは、国家や社会の仕組みのピラミッド形の頂上部分のみ

・「序章——糸につながる女性史——」

p12「日本の歴史も、実はこの糸状放射線によって、裏側から動かされて来た面がつよい」

例)①「政略結婚」として感情的に拒否し、過小評価されるが、歴史の背後に、婚姻というきずながあり、女性はえにしを結ぶ糸の役割をしている(p12-13)

②一般民衆の家庭における家計管理者としての主婦(p13)

(中略) 儒教思想の文献をそのまま資料にした女性史と、風俗慣習の民俗をも資料にした女性史とは、こんなところで大きなちがいをみせるであろう。

ただ、女性の歴史にとって、はなはだ残念なことは「ラジウム」はその持主個人とともに消え失せたことである。そのためによほど特別な女性でもないかぎり、偉大な母であってもその生家はもとより名前さえ伝えられなかった。系図〔『尊卑分脈』など〕の上でも、女子はほとんど名前を書かれなかった。法律的地位はきわめて低かったのである。女性の隷属制が強調されたのも、そのようなところに根拠があったのである。それだから旧家の過去帳などに、めずらしく母の実家や娘の嫁入り先が詳しく書かれていると、わたしはすっかり感激するのだ。

女性はえにしの糸の持主である。その糸はできるだけ尊重すべきではあるまいか。(序章 p14)

※ ただし、同書の実際の内容としては、「旧家の過去帳など」に注目した叙述は見当たらない。

- \* 遊郭への注目、民俗・服飾、芸能史の視角、文人・英傑的な女性への注目(太田垣蓮月など)  
cf. 前田詠子著『女人の書』1974 講談社 → 『近世女人の書』1995 淡交社

### ③ 『京都の歴史』『史料京都の歴史』でとりあげられた女性

(計数的に把握できないか?)

#### 【表1：『京都の歴史』における女性名の件数】

巻末索引各巻平均2千数百項目のうち、女性名、女性に関係の強い事項を抽出して比較。

→ 古代・中世に比べ、**近世期**の採録件数は少ない。

#### 【表2：『史料京都の歴史』網文にみられる女性】

『史料京都の歴史』全16巻(1979~1994年)

収録網文12,650網文のうち、女性に関わる網文は179を超える。

### ④ 1980年代、町家女性の存在形態への注目

- ・女性史総合研究会編『日本女性史』第三巻近世(東京大学出版会、1982)

林玲子「町家女性の存在形態」

- ・近世女性史研究会編『論集近世女性史』(吉川弘文館、1986)

牧田りゑ子「近世京都における女性の家産所有」

- \* 金銀貸借・相続・家屋敷売買などの証文の検討を通じて、商家の女性の地位が家産を所有することによって時代とともに上昇していく。

(近世中後期には、最低でも1~2割の家屋敷が女性名義であったと推測される。)

- ・女性史総合研究会編『日本女性生活史』第三巻近世(東京大学出版会、1990)

◎安国良一「近世京都の庶民女性」

「町と女性の家屋敷所持」に注目し、「女名前」の家屋敷所持について再検討

- \* 女名前の家屋敷所持は、幕藩領主によって厳しく規制されており、後家などが一時的に相続し所持することはあっても、それは臨時的・中継的なものに過ぎないとする(長野ひろ子「幕藩法と女性」) 通説的理解を批判。

- \* 安国 p83-84「近世前期の町は容易に女性の戸主を認めない構造であったが、中・後期の女性名義の家屋敷の少なからざる存在は、それを可能とする条件が町内あるいは都市内において生み出されていたことを示唆している。そこでは第一に、貨幣経済の進展にともなう町役負担の貨幣化あるいは雇用労働による代替という現象が進行していた。」

- ⑤ 京の女性史研究会編『京都の女性史』（京都府、1995）
- ⑥ 近年の京都の女性史、ジェンダー研究の進展 ——新たな史料に基づく実証研究の展開  
横田冬彦「娼妓と遊客：近代京都の遊郭」（京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女性史』  
思文閣出版、2002.10）  
鍛冶宏介「江戸時代後期の祇園と一生不通養子娘（特集 ジェンダー）」『史林』104(1), 37-77, 2021-01
- ⑦ その他  
家の継承と女性戸主の聞き取りなど
  - ・今村家文書研究会編『今村家文書史料集』下巻； 今村家当主ききとり（秋元）
  - ・秋元せき・小林丈広・三枝暁子「歴史を伝え、歴史をつむぐ、京町家の暮らし—秦家（京都市太子山町）  
聞き取り調査の記録—」（『京都市歴史資料館紀要』29号、2021）

## （2）報告の課題

- 近世京都の町家の継承と女性 —京都市太子山町の事例から—  
近世後期の京都において、庶民の女性が町家を継承していくうえで、どのような役割を果たしたのか。  
また、女性戸主としての家屋敷相続や、町人としての町自治への参加において、どのような矛盾と困難に直面したのか。  
京都市歴史資料館架蔵写真帳「太子山町文書」及び、嘉永元年（1848）の「柏原一件」（秦家文書）と題する古文書の解読を通して、江戸時代の京都・太子山町に生きた町人女性のすがたをさぐる。
- ・ **太子山町における家屋敷所持と「女名前」……表3**  
「女名前」の家屋敷所持は、幕府から厳しく規制されていたことは、一つの事実であるが、一方で、そのような規制が必要となっていた江戸時代後期（とくに19世紀）の社会的な状況と、その中で、当時の女性がどのような立場に置かれ、どのように生きようとしたのか。  
（日本近世史研究のなかでも、未解明な面が多い。）  
「後家などが一時的に相続し所持することはあっても、それは臨時的・中継的なものに過ぎない」と評価されている、近世の町人の家屋敷所持について、庶民女性に注目し再検討したい。

（注）【表3】について ……現存する沽券帳の多くが、明和4年以降のもの

### ※明和4年（1764）沽券状改めの実施

明和4年(1767)10月 町奉行が、新沽券状の発行を触れる。（『町触』④459）

- ・ 二重三重の金銀貸借や似せ沽券状などを取り締まる  
特に「洛中の義ハ雑色奥印も無之、其上、沽券条も無之町屋敷多候故…」  
→ この新沽券状（＝「明和四年亥年十一月改沽券状」）は、慶応年間まで継続

## 一 嘉永元年(1848)「柏原一件諸事留」の検討

京都西町奉行所同心の柏原時二郎と、京都太子山町の商家の女当主「松屋さと」との間で起こった紛議の顛末を記録した「柏原一件諸事留」と題する文書に注目したい。…本史料は、京都市下京区太子山町の秦家に伝来した古文書で、秦家住宅編集委員会編『秦家住宅』（2008、新建新聞社）において、同家の先祖及び家業創業の由来などがうかがえる史料として、既に言及がある。

しかしながら、他の先行研究も含め、「柏原一件諸事留」という文書が、そもそも何故作成されたのか、また、柏原一件とはどのような事件であったのか、これまでは明らかにされてこなかったところである。

以下、本史料の内容と、この事件の登場人物や問題の背景などについて検討を加え、当該期の町家女性の生き方、あるいは町役人や町奉行所役人との関係、また、江戸時代後期の京都の町において、町奉行所同心と、町人の女性戸主との間に生じた見解の相違が、正式な訴訟を経ずに、いかにして解決されたのか、という問題を検討するための材料を提示したい。

### 1 「柏原一件」の発端

嘉永元年(1848)の9月上旬頃のことである。太子山町の町年寄丸屋治兵衛が、同町の松屋さと宅を訪ねて来て、町代(下町代)の藤井権八から「口上書」をもって、次の点について問合せがきていると伝えた。その問合せとは、

- ① 松屋与兵衛ならびに松屋友治郎、この両人は、元はどこから来て、現在の商売はいつから始めたのか、また、当代で何代目になるのか、
- ② 松屋友治郎というものは、その後どこに暮らしているのか、友治郎は相続しているのか等々で、これについて調査の上、回答することと申達した。

この申達をうけて、町年寄らは、太子山町の宗門改人別帳やその他諸々の書物を調べ、そこから判明したこととして、「前代は当家南隣にて、松屋友治郎と申、分家之様ニ有之候事」、「其後、田中養祝と改名致、変宅を致、其跡式は中絶いたし候由」と報告した。

町代から問い合わせの「松屋友治郎」という人のことは、「何分年古キ義故、当時相続之者ハ一切及聞も無之」、友治郎のことはわからないと答えたのであるが、それでは済まなかったようで、凡その年数と当代までの代数について説明を求められた。

これに対して、松屋さとは、次のように返答している。

当家が商売を始めてからおよそ百四十余年になり、当時「さと」までの代数は五～六代になります。

また、先代松屋妙清という老母から、当代さとが聞き及んだこととして、中興大切とされる先祖は、「男名にて自證院」という仏者で、この人は、丹波国の某家から養子に來た人であると、過去帳の裏に記されていました。

◎この時点では、松屋さとは、お上からのお尋ねの理由が不明であったため、恐らく、女名前の戸主であることに対する嫌疑ではないかと考えて、「男名」の自證院という人が元祖となる家柄であるとわざわざ述べたものと考えられる。

松屋さとの説明をふまえ、町の帳簿などからの調査結果について、町年寄丸屋治兵衛は、町代〔下町代：藤井権八(仏光寺通新町東へ入)〕に返答した。

## 2 「女主」松屋さと、という人

◎ 松屋さと……嘉永元年（1848）頃には55歳。（人別帳の筆頭者にあたる）

### 【家族構成（嘉永元年）】

悴：富三郎 39歳、悴：芳次良〔芳治郎〕 26歳、娘つい 32歳、娘こと 21歳、下女むめ 20歳

\* 富三郎……天保15年（1844）松屋さとの養子。宗門人別帳では「悴」と記載。嘉永元年頃は39歳。

嘉永2年（1849）に松屋与兵衛を襲名、2月22日に家督祝儀を納める（太子山町文書 E-2）

◎ 「さと」は、文化5年（1808）「松屋さと」として、町へ家督祝儀を納める。

さらに、天保5年（1834）、再び「松屋さと」の家督・名前替え祝儀を町へ上納。

### …【表5 太子山町のある商家の相続と女性】参照

※ この間に、文化7年（1810）には、松屋妙清の隣家で「縫物屋さと」として同町に居住。

\* 2人とも家持（家屋敷所有者）。「縫里」は借家経営の形跡あり（借家人は医師の立花重輔）

### …【表4 太子山町の居住者一覧 文化7年】参照

## 3 「町方」と町奉行所同心との間のトラブルの解決をめぐる

### 【問題の経過】

9月27日夜、町代〔竹内駒太郎（綾小路通油小路東入）〕が訪ねてきて、京都西町奉行所の同心柏原時二郎の旨達として、明後日に柏原宅へ来るようにと伝えた。

富三郎は、町年寄丸屋治兵衛を訪ねて内談し、「何分先使のものを遣わしてよいとのことなので、東屋吉五郎に依頼した。29日朝、京都西町の古屋敷の柏原時二郎という方を、東屋吉五郎が訪ね、屋前に帰宅して、次のように話した。

- ・ 柏原の先代のものより、金子高三貫目を貸し渡しており、証札もあることなどで返却してほしい。
- ・ 借り主の名義は、松屋与兵衛、松屋友治郎で、年号は明和5年〔1768〕・6年・7年である。

それをうけて、当方（松屋与兵衛家）にて古い帳面その他書付けなどを、じっくり調べたが一向に不明なので、近々話し合うことにした。

しかし、間に入っていた東屋吉五郎の意見では、「まず何分、役柄の事」があるので、このままでは済まないであろうから「元金十両ばかり」払うことにして、そのあたりにしてはどうか？というもの。

「当方」ではそういう考えではないので、早速「水野」に内談したところ、「少しゆかり之方へ頼上候様」ということになる。

柏原からの請求に対して、「金五両差遣」すので、それで済ませてほしいと、東屋吉五郎を介して申し出たが、拒否されたので、再度いろいろ内談した。

10月9日、富三郎が柏原を訪ねて、本人に面会したが、先方は承知せず、さらに二三度訪ねたが承知しなかった。また10月17日、柏原が催促しに入来したので、富三郎が面会し、これまでの5両に2両加増して、都合7両を差上げたいと申し出たが、柏原は承知しなかった。翌18日、朝五つ時、芳治郎が先方を訪ねることになり、途中、「丹羽宅」で相談したところ、一切取り合わなくて問題ないが、すでに「元金五両也七両」と申し出ているのであれば、「其義は何分にも御役柄を思入候て差上候て」はどうか。しかし、決して表立てになることはないだろうとアドバイスをうけた。昼過ぎに、本行寺様より能興業を見に行くよう誘われたので、朝からは、「さと一人」で、昼飯後は富三郎と芳治郎も見物に参った。

…夜、近江屋五兵衛と内談、その「近附之人」が入来。その人によると、「町人のもの」が罷り出て、かれこれかけ合うより、まず「御宿坊」に依頼して「御僧分」を以て、先方へいろいろ憐愍してくれるように精々歎願してもらおうとよいと聞く。

その後、「本行寺様」「御宿坊」の僧が、柏原を訪問し、かけ合ってくれることに。(10/19 から) 柏原は、僧侶が介入してきたことに異論を述べる。また請求金額は、30 金(両)と主張。

僧侶を介した交渉を継続。「御宿坊」から金 8 両を提案。

連日の交渉の結果、11 月 7 日、都合 10 両差し出すことで決着。

町年寄丸屋治兵衛と、松屋さと名代の富三郎の 2 名が、柏原へ金 10 両を持参。

→ 証文 3 通を取り返して決着。

\* この古記録は、芳次郎の筆記による。裏表紙に、お世話になった方への御礼の金品が記載。

## 4 問題の背景

### (1) 近世後期の出訴と町年寄の役割

・寛政 3 年 (1791) 5 月、負い金銀出入について、町内の年寄や家主・町人らで出来るだけ「内済」として処理し、なるべく公事出入に及ばないよう指示。

→ その後も、寛政 9 年 9 月、享和元年 7 月などにも同様の町触れが出される。

・文化 9 年 (1812) 10 月 9 日、町年寄の褒賞について通達。(塚田孝「褒賞からみる町」(『シリーズ三都大坂巻』124~125 頁。『大阪市史』4 巻他)

・文化 14 年 (1817) 4 月 2 日、「無益の公事出入」を避けるため、金銀出入の訴状・返答書に家主・町役人の奥印が必要に。

### (2) 「女名前」(女性名義)の居住者への統制

安永 8 年(1779)11 月 町奉行が、「女名前」の茶屋株等の所持禁止を再令。(『町触』⑥39)

◎ 同時に、町方においても、夫と同居しているのにも関わらず「女名前」で借宅することを禁ずる。

ただし、後家または独身者の借宅は可とする。(町内で把握していることが条件)

文化 2 年(1805)7 月 町奉行、「女名前」の借宅住居の禁止を改めて発令する。(『町触』⑧405)

ただし「後家」の場合、「町名前」は、幼年者であっても悴または甥・弟がいれば、その者の名前にすること。やむなく「後家」が独立して借宅する場合は、町内にて「相糺、可差置」。

※ これは借家のものへの取締りであり、家持はこの限りではない。

文化 7 年(1810)8 月 町奉行、宗門改の女名前を禁じる。

天保 13 年(1842)12 月 江戸での出家・社人の町家借宅の取締の町触(同年 6 月)をうけ、京都でも「町住尼僧」への規制を強める。(庵主などと唱えて弟子をとること等…)

※ 町住「女名前」に対する取締りの強化

### (3) 西町奉行所同心・柏原について

柏原時次郎(時二郎)…柏原家は代々京都西町奉行所の同心をつとめ、当時の『京都武鑑』には、「西御組 古屋敷」の一画に所在した。時次郎(時二郎)の名は、天保 9 年版(1838)から嘉永元年版(1848)の『京都武鑑』でその名が確認できる。

(京都市歴史資料館編「叢書京都の史料 7・8」『京都武鑑』上・下巻、2003・2004 年、京都市歴史資料館)

なお、柏原時次郎の役職は、天保 10 年から約十年間にわたって「証文方」であったが、嘉永元年版で「欠所方」に変わっている。時次郎の名が『京都武鑑』に見られるのは、この年が最後となる。(嘉永元年版「袖中京都武鑑」；『京都武鑑』上巻、四六~四七頁)

→ 一件の後に、退職したものか？

## 二 京都の商家にのこる離縁状の女性

- ・太子山町（京都市下京区油小路通仏光寺下る）で、江戸時代から菓種業を営んだ「秦家」に伝来した古文書から、離縁状（三行半、離別状）や、養子縁組の記録に注目したい。  
江戸時代後期の京の町家に暮らす女性はどうのような立場に置かれ、どのように生きたのか。

### 1 江戸時代の離縁状（三行半）とは？

【三行半】…江戸時代、庶民が離婚する際、夫から妻またはその父兄に渡された書付。離縁状を書くのは夫に限られた。三行半に書く慣習があったので、「三行半」（三下り半）と俗称され、去状、暇状などともよばれた。『公事方御定書』の規定では、離縁状の授受なしに再婚したものは、男は所払いの刑、女は髪を剃り親元へ帰すこととされた。

- ・離縁状（三行半）は、離婚文言と再婚許可文言より構成される。  
発給者は男性なので、男性優位であることは否めないが、女性側から書かせた例も。  
〔参考〕穂積重遠著『離縁状と縁切寺』日本評論社、1942年。
- ・武家では離縁状は不要であったとするのが通説であったが、離婚成立の用件ではなかったが慣習としては広く行われていたとする説も出てきている。  
〔参考〕高木侃著「武士の三くだり半」（藩法研究会 編『幕藩法の諸相—規範・訴訟・家族—』汲古書院、2019年）。…関連：高木侃『読みなおす日本史 三くだり半と縁切り寺 江戸の離婚を読みなおす』（吉川弘文館、2014年）、『三くだり半からはじめる古文書入門』（柏書房、2011年）など。

### 2 秦家文書の離縁状の例

【史料：弘化3年（1846）】

一 其方儀、致縁組候処、不致機合候  
二付、 此度致離縁候、然ル上者何方へ  
縁附有之候共、差構無之候、為  
後日依而一札如件  
弘化三丙午年七月 水野清之進（印）  
おこととの

【史料：天保10年（1839）】

一札之事  
一 是迄其元殿縁有之候処、  
此度得心之上、縁切遣し候処  
実正也、然る上、何方へ縁附候等致候共、  
申分無之候、仍而如件  
天保十年 亥三月  
源七（印）  
おうのとの

- ・三行半（離縁状）では、前半で離婚することが間違いないこと、後半で、離婚後に誰と再婚しても異論無いことを記している。  
→ 離縁したことの証明書として保管

### 三 天保十三年（一八四二）の「おほえ帳」について

本章では、天保13年（1842）1月に作成された、「おこと」という女性の養子縁組の際の記録を取り上げる。裏表紙に「おこと、養子節、諸事記」と書かれており、後年のための覚帳として作成。

内容としては、前半で養子縁組の経過が書かれており、養子となる娘を迎えるまでに、どのような人々が協力したのかがうかがえる。後半では、具体的な日付けとともに、誰にどのような御礼をしたのか、金銭や物品などが書き上げられている。同年7月ごろまでの記録。

\* 「町内」「町中」など、江戸時代後期における「町」組織の役割の一端が、こうした古文書からうかがえる。

おほへ帳 天保十三年 寅正月吉日

#### 読み下し文

当町内、小松左衛門娘 霜江儀、両親共 相果て、相続なり難く、難渋の旨につき、当町中御相談の上、平野屋伊兵衛殿、親分にて、右霜江身上の事、何か故障これ無き様、御取りはからいにて、我等方へ養女に申し請け候。之に依り、書留め置き候事。

廿八日夜、荷物方端取寄せに相成り、尤も、取続・相談・世話人東屋吉五良、外に萬屋平七、右兩人取り持つはず候事。

#### 現代語訳

当町内（この町内＝太子山町）の小松左衛門の娘・霜江については、両親ともに死去し、相続が難しく、困っているとのことなので、当町中（町全体、町構成員の全員）で相談のうえ、平野屋伊兵衛殿が、仮親（親代わり）となって、右の霜江の身の上のことについて、支障がないように、おとりはからいになったので、私方（私どものところ）へ養女としてもらい受けることになった。こういうわけなので、（後々のために）記録しておく。二十八日夜、荷物を片っ端から取り寄せられ、ただし、取つぎ・相談・世話人の東屋吉五良と、外に萬屋平七、右に述べた二人が（この養子縁組を）取り持つはずである。

→ 平野屋伊兵衛が「親分」（親代わり）となって、孤児の「霜江」の身元を保証したことにより、養子縁組が可能になっている。平野屋伊兵衛は、太子山町の町年寄で、町の公的活動の責任者。

#### ☆「霜江」という娘は、松屋さとの養子になった後は、どうなったのか？

『太子山町文書』の「宗門人別改帳」をみると、同家の「養子」が一人増えている。

弘化4年（1847）9月には、松屋さと五十四歳、娘「こと」二十歳との記録がある。

裏表紙に記載の「おこと」という名は、孤児だった「霜江」が養子になった後の名であろう。

「おこと」は、弘化4年に数えて二十歳、天保13年には15歳（満14歳）。

同家の古文書のなかには、天保15年の「おこと」の「着物持物録」が残っており、同家で大切に育てられたことがうかがわれる。（おこと16～17歳くらい）

- 弘化3年（1846）の三下り半で、「おこと」は水野清之進〔秦家56「悔帳」に名前の記載あり〕と離縁。離縁当時は、まだ19歳（満18歳くらい）。おことは、その後、同家で嘉永3年（1850）に他界。

### 四 三下り半をもらった女性のその後

1 天保10年（1839）3月に源七と離縁した「おうの」さんは、どういう人だったのか。

『太子山町文書』の宗門人別改帳をみると、翌年9月には、松屋さと家に「下女うの」の名がある。さらに、秦家文書には、天保11年（1841）12月の「うのよめ入かい物ひかへ」と題する記録がのこっている。

→ 「下女」であっても、同家で大切にされていた人だったのではないか。



- 2 文政4年(1821)8月12日、松坂屋常七から「つる」宛て「夫婦離別一札之事」(手元No.6)
- ・「つる」という人……人別改帳の松屋与兵衛家のところには出てこない。 ※ただし、重要な役割
  - ・文化2年(1805)7月 松屋平右衛門が闕所となり、家屋敷を町中が落札する。(太子山町文書G-2)
    - \*太子山町西側(北隣 松屋妙清、南隣 松屋勘七、持ち主 町中) 表口2軒半1寸、裏行15間8寸
  - 文化2年(1805)7月27日 町中所持の上記の家屋敷を「縫物屋つる」が買得。(太子山町文書E-1)
    - …【表3参照】
  - ・文化3年正月(1806)に松屋妙清の借銀の証人として、「縫物屋つる」がいる。(秦家207)
  - ・文化14年10月の証文(秦家219)では、「松坂屋常七・妻つる・娘くの」の記載がある。
  - ・文政4年7月(秦家220)、常七が困窮のため、松屋与兵衛から金二両を借用した際の証文がのこる。つるは慶応元年没。芳治郎の義母として秦家の過去帳に記載。
- 3 天保11年(1841)6月の恒太郎から「つい」宛ての「離別一札」
- ・同年2月、松屋さとは「悴 恒太郎」の養子祝儀・烏帽子官途・初参会・婚礼祝儀を町に納めている。「つい」は、松屋さと(当主)の娘(実子)。
  - 結婚数か月で離縁したことになるが、この2年後の天保13年11月に、26歳で再婚か。(秦家25)
  - その後、富三郎が嘉永二年に与兵衛を襲名。翌年ついと与兵衛が婚儀を結ぶ。「つい」は明治16年没。
- ○ 娘の結婚相手との養子縁組が頻繁に行われ、家が継承されていく事例  
○ 多様な離縁の背景

## おわりに

### \* 縁組みにともなう個人の経済的問題 —商家の文書から

- (1) 宝暦8年(1758)、坂本屋彦三郎宛の証文(「請取申銀子之事」; 秦家118/関連No.111)  
松屋妙清の「娘へん」が嫁ぎ先で病死したことをうけて、へんの財産は、子の兵蔵が成人するまで、の間、坂本屋彦三郎が預かっておくことを約束する。
- (2) 久治郎(養子になるはずだった人)との縁組の解消の例  
天保8年(1837)酉8月14日「ひかへ帳」[久治郎不縁につき控帳](秦家223)  
旦那(与兵衛)が存命のころ、「つい」の養子にとるはずだった「久治郎」について。  
病気のため約4年の間、同家で療養していたが、病気のため「ふゑん」[不縁]にもできないので、久治郎の今後の身の立て方などについての協議内容を文書にまとめたもの。
- (3) 商家の娘(松屋お里)の所持本のリストの存在 [美濃屋伊介から松屋お里様宛て]  
天保9年(1838)戊正月8日「覚(貸本御所持の品につき)」(秦家224)

- \* 江戸時代中・後期、「女名前」(女性名義)の家屋敷所有により、町家(「家」と家屋敷)が継承されていく事例が確認でき、それは見過ごせない点。「女名前」に対する制約を超えて、それを可能とする社会(町内あるいは都市社会内)で生じていたことがうかがえる。
- \* 貨幣経済の進展による影響(町役負担の貨幣化と女性)、庶民女性の経済的基盤など。  
→ 史料に基づく実証研究が不可欠。